多面的機能支払交付金実施要綱

制定　平成26年4月1日付け25農振第2254号
最終改正　令和 7年4月1日付け 6農振第2325号
農林水産事務次官依命通知

第1　趣旨

1　農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。

多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。

2　本交付金による取組については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」（平成26年政令第347号。以下「施行令」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則」（平成27年農林水産省令第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2　本交付金の基本的考え方

1　国民の理解の増進

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものである。

このため、本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本交付金による取組の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

2　国、地方公共団体、関係団体等の連携

本交付金による取組の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切に

役割分担を行い、相互に連携を図る必要がある。

特に、本交付金による取組が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本交付金による取組を推進することが必要である。

3　各種施策との連携

本交付金の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、経営所得安定対策のほか、次に掲げる施策と連携しつつ、農業の多面的機能の維持・発揮に努めることが必要である。

（1）農業生産基盤の整備に関する施策
（2）農村における環境整備に関する施策
（3）農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策
（4）遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
（5）環境保全型農業の推進に関する施策
（6）関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する施策

第3　実施体制

1　国の役割

国は、地方公共団体、関係団体、農業者、地域住民等に対し、それぞれの役割分担の下、本交付金による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。また、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置することとする。

2　地方公共団体の役割

（1）都道府県知事は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、多面的機能支払の実施に関する基本方針（別紙３の第１の３により策定されるものをいう。以下「要綱基本方針」という。）を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。
（2）市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、広域活動組織（別紙５に定める組織をいう。以下同じ。）の広域協定（別紙５に定める協定をいう。以下同じ。）を認定するとともに、広域活動組織、活動組織又は特定事業実施者（別紙７に定める者をいう。以下同じ。）（以下「対象組織」という。）が作成する法第７条の事業計画（別紙１の第５の１及び別紙２の第５の１に定める事業計画をいう。以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。

第４　交付金の構成

本交付金は、次に掲げるものにより構成される。

１　農地維持支払交付金

農地維持支払交付金は、法第３条第３項第１号イに掲げる事業として別紙１に基づき地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して、別紙１の第５の２に定める活動期間（以下「活動期間」という。）を通して交付される交付金をいう。

２　資源向上支払交付金

資源向上支払交付金は、法第３条第３項第１号ロに掲げる事業として別紙２に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。

（１）地域資源の質的向上を図る共同活動

（２）施設の長寿命化のための活動

（３）組織の広域化・体制強化

第５　事業実施主体

本交付金の事業実施主体は、広域活動組織、活動組織又は特定事業実施者とする。

第６　費用の補助

国は、毎年度、予算の範囲内において、法第９条及び施行令に基づくほか、別紙１及び別紙２に定めるところにより、活動期間を通して本交付金に係る事業を実施するために必要な経費について都道府県に補助する。

第７　委任

本交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めることとする。

附　則（平成27年４月１日付け26農振第2155号）

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年４月６日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧24要綱」という。）により採択又は認定された農地・水・環境保全管理組織については、この要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。

３　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年４月１日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧23要綱」という。）又は交付金旧24要綱に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び

協定書並びに活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全管理組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とみなすことができるものとする。

4　交付金旧 24 要綱に基づく高度な農地・水の保全活動については、平成 25 年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の交付単価及び対象活動の要件は、従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、本要綱に基づき行うものとする。

5　平成 26 年度から活動を継続する対象組織にあっては、平成 27 年度に事業計画が認定されるまでの間、平成 26 年度までに採択された活動計画書に基づく活動を実施できるものとする。

6　平成 26 年度までに交付された交付金の使途については、なお従前のとおりとする。

7　平成 26 年度の地域協議会推進事業のうち、平成 27 年度に行う事業については、推進組織が実施する事業についての定めがある要綱基本方針が地方農政局長等の同意が得られるまでの間、多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)により承認された地域協議会が、平成 26 年度に地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が同意した基本方針に基づき、多面的機能支払推進交付金により実施することができるものとする。

8　平成 26 年度の地域協議会推進事業のうち、平成 27 年度に行う事業については、要綱基本方針に推進組織が行う業務として位置付けられた場合には、推進組織が多面的機能支払推進交付金により実施することができるものとする。

9　平成 27 年度においては、要綱基本方針が地方農政局長等の同意を得られるまでの間、本要綱に基づく推進組織推進事業のうち、平成 26 年度の地域協議会推進事業と重複する事業については、多面的機能支払交付金実施要綱により承認された地域協議会が行うことができるものとする。

10　交付金旧 23 要綱、交付金旧 24 要綱又は本要綱に基づき承認等された対象組織の活動計画書において、「協定農用地」とあるのは「認定農用地」と、「協定期間」とあるのは「活動期間」と、「協定対象区域図面」とあるのは「認定対象区域図面」とみなすことができるものとする。

11　交付金旧 23 要綱、交付金旧 24 要綱及び本要綱に基づき平成 26 年度までに交付された交付金に係る報告及び証拠書類の保管等については、都道府県、市町村及び推進組織で協議し、交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者を定め、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

12　交付金旧 23 要綱、交付金旧 24 要綱に基づき平成 25 年度までに交付された共同活動支援交付金については、要綱別紙１の第 10 に基づき、市町村長が交付金旧 23 要綱又は交付金旧 24 要綱に基づく協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

附　則（平成 28 年４月１日付け 27 農振第 2347 号）

１　本要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

２　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧 24 要綱」という。）により採択又は認定された農地・水・環境保全管理組織については、この要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。

３　交付金旧 24 要綱に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動）」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全管理組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とみなすことができるものとする。

４　交付金旧 24 要綱に基づく高度な農地・水の保全活動については、平成 25 年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の交付単価及び対象活動の要件は、従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、本要綱に基づき行うものとする。

５　本要綱に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。

６　本要綱に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

７　本要綱に基づき平成 27 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

８　交付金旧 24 要綱又は本要綱に基づき承認等された対象組織の活動計画書において、「協定農用地」とあるのは「認定農用地」と、「協定期間」とあるのは「活動期間」と、「協定対象区域図面」とあるのは「認定対象区域図面」とみなすことができるものとする。

９　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2261 号）、交付金旧 24 要綱及び本要綱に基づき平成 26 年度までに交付された交付金に係る報告及び証拠書類の保管等については、都道府県、市町村及び推進組織で協議し、交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者を定め、その結果を地方農政局長等に報

告するものとする。

10　交付金旧 24 要綱に基づき平成 25 年度までに交付された共同活動支援交付金については、要綱別紙１の第 10 に基づき、市町村長が交付金旧 24 要綱に基づく協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

附　則（平成 28 年６月９日付け 28 農振第 707 号）

１　本要綱は、平成 28 年６月９日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 31 日付け 28 農振第 2311 号）

１　本要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

２　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧 24 要綱」という。）により採択又は認定された農地・水・環境保全管理組織については、この要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。

３　交付金旧 24 要綱に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動）」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全管理組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とみなすことができるものとする。

４　交付金旧 24 要綱に基づく高度な農地・水の保全活動については、平成 25 年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の交付単価及び対象活動の要件は、従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、本要綱に基づき行うものとする。

５　本要綱に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。

６　本要綱に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

７　本要綱に基づき平成 28 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

８　交付金旧 24 要綱又は本要綱に基づき承認等された対象組織の活動計画書において、「協定農用地」とあるのは「認定農用地」と、「協定期間」とあるのは「活動期間」と、「協定対象区域図面」とあるのは「認定対象区域図面」とみなすことができるものとする。

９　農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2261 号）、交付金旧 24 要綱及び本要綱に基づき平成 26 年度までに交付された交付金に係る報告及

び証拠書類の保管等については、都道府県、市町村及び推進組織で協議し、交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者を定め、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

10　交付金旧 24 要綱に基づき平成 25 年度までに交付された共同活動支援交付金については、要綱別紙１の第９に基づき、市町村長が交付金旧 24 要綱に基づく協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

附　則（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 1950 号）

１　本要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　本要綱に基づき平成 29 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（平成 31 年３月 29 日付け 30 農振第 3280 号）

１　本要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

２　本要綱に基づき平成 30 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和２年３月 31 日付け元農振第 3707 号）

１　本要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　本要綱に基づき令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和３年４月１日付け２農振第 3822 号）

１　本要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　本要綱に基づき令和２年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和４年４月１日付け３農振第 3015 号）

１　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき令和３年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和５年４月１日付け４農振第 3577 号）

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき令和４年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和６年１月 26 日付け５農振第 2550 号）

１　この通知は、令和６年１月 26 日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月１日付け５農振第 2620 号）

１　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき令和５年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。

附　則（令和７年４月１日付け６農振第 2325 号）

１　この改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき令和６年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。

３　みどりチェックについて、この通知による改正前の本要綱に基づき令和６年度までに事業計画の認定を受けた対象組織であっても環境負荷低減のチェックシートを提出するものとする。

（別紙1）

農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

第1　事業内容

要綱第４の１に基づく農地維持支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「農地維持活動」という。）をいう。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施することができるものとする。

第２　対象組織

農地維持支払交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、次に掲げる組織とする。

１　広域活動組織

２　活動組織

第３　対象農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする（以下「対象農用地」という。）。

１　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第３条第１号に規定する農用地であって、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存するもの

２　多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙３の第１の３に定める要綱基本方針において定める農用地

第４　対象活動

１　農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第５の２に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

（ア）個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

（イ）農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

（ウ）対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

２　対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理

のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。

３　１の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が１の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

第５　対象組織の活動の実施等

市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

１　事業計画

対象組織は、農地維持活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。

（１）目標
（２）事業の内容
（３）実施期間
（４）対象組織の構成員

２　活動計画

対象組織は、１に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

（１）組織の名称及び所在地
（２）活動期間
（３）保全管理する区域内の農用地、施設
（４）交付金額
（５）位置図
（６）構造変化に対応した保全管理の目標
（７）実施計画
（８）保全管理する区域内に存在する集落数
（９）保全管理する区域の農業地域類型
(10) 保全管理する区域の地域振興立法８法の該当状況
(11) その他必要な事項

３　広域協定

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙５の第５に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。

4　事業計画の認定

（1）対象組織の代表者は、農地維持活動を開始しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア　2に定める活動計画書

イ　広域活動組織にあっては、3に定める広域協定書及び別紙5の第6に定める運営委員会規則

ウ　活動組織にあっては、別紙6の第3に定める活動組織規約

エ　環境負荷低減のチェックシート

（2）市町村長又は別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）の長は、（1）により提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、当該対象組織に農地維持支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

（3）市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

5　事業計画の変更

（1）対象組織の代表者は、4により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、4の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。

ア　保全管理する対象農用地面積の変更

イ　保全管理する対象施設の変更

ウ　対象組織の変更

エ　活動の追加、中止又は廃止

オ　活動期間の延長

（2）市町村長又は推進組織の長は、対象組織より事業計画の変更認定について申請があった場合にあっては、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

（3）市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

6　活動の実施

（1）対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア　対象組織は、農地維持活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。

イ　対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

ウ　対象組織は、農地維持活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないよう、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（以下「みどりチェック」という。）に取り組むこと。

（２）認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 38 号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行うものとする。

７　実施状況の報告

（１）活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

（２）広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

８　実施状況の確認

市町村長又は推進組織の長は、要綱基本方針に基づき事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

第６　農地維持支払交付金の算定

１　農地維持支払交付金の交付額

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、２に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

２　交付単価

農地維持支払交付金の交付単価は、次の（１）及び（２）に定めるとおりとする。

（１）基本単価

農地維持支払交付金の基本となる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

地　目	区　分	①農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成

田	都府県	3，000円	1，500円
	北海道	2，300円	1，150円
畑	都府県	2，000円	1，000円
	北海道	1，000円	500円
草 地	都府県	250円	125円
	北海道	130円	65円

（2）都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて（1）の表の①の欄に掲げる交付単価に 0.5 を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で、別紙３の第１の３により農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に 0.5 を乗じて得た額とする。

第７　助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、都道府県知事に対し、対象組織の農地維持活動に要する経費（第６の１の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

第８　事業の実績等の報告

１　事業実績の報告

（1）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。

（2）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

２　実施状況の報告

（1）市町村長は、第５の８に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

（2）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。

（3）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、（2）の報告を取り

まとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

第９　農地維持支払交付金の返還

１　対象活動の要件の不適合等

（１）市町村長は、対象組織の活動が第４の１に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、要件を満たさない活動に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、２の規定によることができる。

（２）市町村長は、農地維持支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。

（３）市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

（４）市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該施設の保全管理に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

（５）市町村長は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動による地域資源保全管理構想が作成されなかった場合、対象組織に対して交付した交付金の全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

（６）市町村長は、対象組織が第２に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該要件に基づき交付される全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

２　対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

３　平成 26 年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した対象組織に対しては、１又は２に該当する場合には、市町村長又は多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について（平成 27 年４月１日付け 26 農振第 2155 号農林水産事務次官依命通知）附則第 11 の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者が、広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。

4　市町村長は、対象組織が農地維持支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

（別紙２）

資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

第１　事業内容

要綱第４の２に基づく資源向上支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下「資源向上活動」という。）をいう。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施することができるものとする。

第２　対象組織

資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。

１　第４の１に掲げる地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）の対象組織は、以下のとおりとする。

（１）別紙１の第４の活動を実施する広域活動組織（別紙５の第２の２の（２）に定める組織を除く。）

（２）別紙１の第４の活動を実施する活動組織（別紙６の第２の１の（２）に定める組織を除く。）

（３）農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織（別紙５の第２の２の（２）に定める組織を除く。）又は活動組織（別紙６の第２の１の（２）に定める組織を除く。）

（４）第４の１の（３）の活動を実施する特定事業実施者

２　第４の２に掲げる施設の長寿命化のための活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）の対象組織は、以下のとおりとする。

（１）別紙１の第４の活動を実施する広域活動組織

（２）別紙１の第４の活動を実施する活動組織

（３）中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 38 号農林水産事務次官依命通知）第６の２の（１）に定める集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される広域活動組織又は活動組織

（４）農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織又は活動組織（（３）に定める対象組織である場合を除く。）

３　第４の３に掲げる組織の広域化・体制強化の対象組織は、活動組織及び広域活動組織とする。

第３　対象農用地

資源向上支払交付金の算定の対象は、活動組織若しくは広域活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）の効果が発揮される一団の農用地又は特定事業実施者が第４の１の（３）の活動を実施する農用地であり、以下に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

１　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第３条第１号に規定する農用地であって、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存するもの

２　多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙３の第１の３に規定する要綱基本方針において定める農用地

第４　対象活動

資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。

１　地域資源の質的向上を図る共同活動

（１）第５の２に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

（ア）個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

（イ）農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

（ウ）対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

（２）対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、多面的機能の増進を図る活動を実施することができるものとする。

（３）対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、第６の２の（１）のウのｄの(ａ)から(ｅ)までの活動を実施することができるものとする。

（４）（１）の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が（１）の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

２　施設の長寿命化のための活動

水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第５の２に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。

（１）対象組織の資源向上活動（長寿命化）の対象とする施設・活動が、農村振興局長

が別に定めるところにより都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針において定められた要件を満たすものであること。

（２）対象組織が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修・更新等を行おうとする農道、ため池等を活動計画に位置付け、資源向上活動（長寿命化）を実施すること。

（３）（１）及び（２）の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が（１）の都道府県知事が策定する地域活動指針に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が（２）の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

３　組織の広域化・体制強化

別紙５に定める広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化（以下「組織の広域化・体制強化」という。）を行うものであり、かつ、広域化・体制強化された組織がその後本交付金に係る事業の実施期間中、別紙１の第４の１に定める対象活動を行うものをいう。

第５　対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

１　事業計画

対象組織は、資源向上活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。

（１）目標

（２）事業の内容

（３）実施期間

（４）対象組織の構成員

２　活動計画

（１）活動組織又は広域活動組織は、１に定める事業計画を作成する場合は、別紙１の第５の２に定めるとおりとする。

（２）特定事業実施者は、１に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

ア　組織の名称及び所在地

イ　活動期間

ウ　実施区域内の農用地

エ　第４の１の（３）の活動の実施計画

オ　交付金額

カ　位置図
キ　その他必要な事項

3　広域協定

広域活動組織は、第４の１から３までの対象活動を実施しようとする場合には、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙５の第５に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。

4　長寿命化整備計画

資源向上活動（長寿命化）を実施しようとする対象組織は、国が定める活動要件に加えて都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件に該当する活動を実施する場合には、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。

5　事業計画の認定

（１）対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、１に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア　２に定める活動計画書
イ　広域活動組織にあっては、３に定める広域協定書及び別紙５の第６に定める運営委員会規則
ウ　活動組織にあっては、別紙６の第３に定める活動組織規約
エ　特定事業実施者のうち農業者団体にあっては、団体の運営等に係る規約
オ　特定事業実施者にあっては、令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類
カ　土地改良区その他市町村以外の者が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う対象組織にあっては、当該所有者又は管理者との工事に関する確認書
キ　４に該当する対象組織にあっては、４に定める長寿命化整備計画書
ク　環境負荷低減のチェックシート

（２）市町村長又は推進組織の長は、（１）により提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は審査の結果に基づき、当該対象組織に資源向上支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

（３）市町村長は、対象組織の代表者から（１）のオにより提出された長寿命化整備計画書に定められた活動について、都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件のうち、都道府県知事との協議を求める要件に該当する場合には、当該活動の内容について都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

（４）市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の

概要を公表するものとする。

（５）法第７条第３項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について資源向上活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事（当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。

６　事業計画の変更

（１）対象組織は、５により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、５の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。

ア　保全管理及び第４の１の（３）の活動を行う対象農用地面積の変更

イ　保全管理する対象施設の変更

ウ　対象組織の変更

エ　活動の追加、中止又は廃止（農村振興局長が別に定める事項に該当する場合を除く。）

オ　活動期間の延長

（２）対象組織は、４に定める長寿命化整備計画書について、次に定める事項の変更が生じた場合には、（１）にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出して市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項については、市町村長への届出を行うものとする。

ア　国が定める活動要件に加えて都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件に該当する活動の追加

イ　工事１件当たり概算事業費の３割以上の増

（３）市町村長又は推進組織の長は、対象組織から事業計画の変更認定について申請があった場合にあっては、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

（４）市町村長は、（２）により対象組織から長寿命化整備計画の変更認定について申請があった場合には、５の（３）の手続に準じて都道府県知事の同意を得るものとする。

（５）市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

７　活動の実施

（１）対象組織は、資源向上活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア　対象組織は、資源向上活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。

イ　対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。

ウ　対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

エ　対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

オ　対象組織は、資源向上活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないよう、みどりチェックに取り組むこと。

（２）認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた資源向上活動の実施に当たっては、資源向上支払交付金により行うものとする。

８　実施経過の報告

対象組織が第４の１の（３）の活動を実施する場合には、毎年度、事業計画に定められている事項の実施経過について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

９　実施経過の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施経過について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

10　実施状況の報告

（１）活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

（２）広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

（３）特定事業実施者は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

11　実施状況の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

第６　資源向上支払交付金の算定

１　資源向上支払交付金の交付額

対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、２の（１）及び（２）に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額並びに２の（３）に規定する１組織当たりの交付額に相当する金額の合計とする。

２　交付単価

第４の１から３までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の（１）から（３）までに規定するとおりとする。

（１）地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動（共同）（第４の１の（３）の活動を除く。）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウまでに、第４の１の（３）の活動の実施に必要な交付金の交付単価は、次のエにそれぞれ定めるとおりとする。

ア　基本単価

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の基本となる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地　目	区　分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	２，４００円	１，２００円
	北海道	１，９２０円	９６０円
畑	都府県	１，４４０円	７２０円
	北海道	４８０円	２４０円
草　地	都府県	２４０円	１２０円
	北海道	１２０円	６０円

イ　継続地区の交付単価

ａ　法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を５年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、ア及びウのａからｃまでに掲げる表中の①に 0.75 を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に 0.75 を乗じて得た額とする。

b　ウのｄを５年間以上実施した農用地については、ウのｄに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。

ウ　加算単価

a　多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、１活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から２活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地　目	区　分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	４００円	２００円
	北海道	３２０円	１６０円
畑	都府県	２４０円	１２０円
	北海道	８０円	４０円
草　地	都府県	４０円	２０円
	北海道	２０円	１０円

b　農村協働力の深化に向けた活動への支援

ａの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を令和５年度に行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限りａの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(a)　農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち８割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

(b)　農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、役員に女性が２名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の

構成員の合計のうち６割以上が参加する実践活動を毎年度２種以上それぞれ別の日に行う場合

地　目	区　分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	４００円	２００円
	北海道	３２０円	１６０円
畑	都府県	２４０円	１２０円
	北海道	８０円	４０円
草　地	都府県	４０円	２０円
	北海道	２０円	１０円

c　水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(a)　資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち５割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

(b)　広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち５割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

地　目	区　分	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	４００円	２００円
	北海道	３２０円	１６０円

ｄ　環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(a)　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組（以下「５割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組

(b)　５割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組

(c)　５割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組

(d)　５割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組

(e)　５割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

区　分	①環境負荷低減の取組の 10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
長期中干し	８００円	４００円
冬期湛水	４，０００円	２，０００円
夏期湛水	８，０００円	４，０００円
中干し延期	３，０００円	１，５００円
江の設置等（作溝実施）	４，０００円	２，０００円
江の設置等（作溝未実施）	３，０００円	１，５００円

エ　第４の１の（３）の活動への交付単価

第４の１の（３）の活動の実施に必要な交付金の交付単価は、第６の２の（１）のウのｄと同様とする。

オ　都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて、ア及びウの表の①の欄に掲げる交付単価に 0.5 を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価（イに該当する農用地に係るものにあっては、当該交付単価に 0.75 を乗じて得た額）を超えない範囲内

で、別紙３の第１の３により資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に 0.5 を乗じて得た額とする。

カ　多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア、イ及びオのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に５／６を乗じた額を交付単価とする。

（２）施設の長寿命化のための活動

ア　対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和６年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（別紙５の第３に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙５の第３に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 100 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

イ　施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和６年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価（別紙５の第３に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に５／６を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙５の第３に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ　対象組織の資源向上活動（長寿命化）を実施するために必要な金額が、イに規定する交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対する交付金のうち国の助成は、当該交付額全体に 0.5 を乗じて得た額とする。

地　目	区　分	①資源向上活動（長寿命化）の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	4，４００円	2，２００円
	北海道	3，４００円	1，７００円
畑	都府県	2，０００円	1，０００円
	北海道	６００円	３００円
草　地	都府県	４００円	２００円
	北海道	４００円	２００円

（３）組織の広域化・体制強化

ア　対象組織への組織の体制強化に対する支援として、別紙５に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区分	①１組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円

イ　対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和５年度に受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区　分		①１組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
都府県	３集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満	４万円	２万円
北海道	３集落以上又は 1,500ha 以上 3,000ha 未満		
都府県	200ha 以上 1,000ha 未満又は特定非営利活動法人	８万円	４万円

北海道	3,000ha 以上 15,000ha 未満又は特定非営利活動法人		
都府県	1,000ha 以上	16 万円	8 万円
北海道	15,000ha 以上		

第７　助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、都道府県に対し、対象組織が当該年度において資源向上支払交付金の交付に要する経費（第６の１の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。

なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

第８　事業の実績等の報告

１　事業実績の報告

（１）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。

（２）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

２　実施状況の報告

（１）市町村長は第５の 11 に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

（２）市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について、取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。

（３）都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、（２）の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

第９　資源向上支払交付金の返還

１　対象活動の要件の不適合等

（１）市町村長は、対象組織の活動が第４の１に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、要件を満たさない活動に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、２の規定によることができる。

（２）市町村長は、資源向上支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。

（３）市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
（４）市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該施設の保全管理に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
（５）市町村長は、対象組織が第２に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該要件に基づき交付される全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

２　対象農用地面積の減少

対象農用地面積が減少した際の交付金の返還に当たっては、別紙１の第９の２に定めるとおりとする。

ただし、資源向上活動（長寿命化）に係る資源向上支払交付金において、本交付金以外の事業の活用により対象施設が減少することに伴って、当該交付金の対象農用地面積が減少した場合は、この限りではない。

３　事業計画の不備による過大交付

対象組織の代表者が作成し、市町村長が認定した事業計画の内容に誤りがあり、その結果、本来受け取るべき交付金の額を超えた額を受領した場合は、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち本来交付すべき交付金の額を超えた額を対象となる事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

４　平成 26 年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した活動組織については、１又は２に該当する場合、市町村長又は多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について（平成 27 年４月１日付け 26 農振第 2155 号農林水産事務次官依命通知）附則第 11 の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者が、広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。

５　市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

（別紙３）

多面的機能支払交付金に係る基本方針等の策定

第１　基本方針及び促進計画の策定

１　法基本方針の策定

（１）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法に基づき農林水産大臣が定める基本指針に則して、次に掲げる事項を内容とする法基本方針を策定するものとする。

ア　農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

イ　多面的機能支払の取組の実施を推進すべき区域の基準

ウ　促進計画の作成に関する事項

エ　その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

（２）都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、地方農政局長等に協議し、同意を得るものとする。

（３）都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、関係市町村に通知し、また、地方農政局長等に報告するものとする。

２　法に基づく促進計画の作成

（１）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、１の法基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする促進計画を作成するものとする。

ア　促進計画の区域

イ　促進計画の目標

ウ　促進計画の区域内においてその実施を推進する事業に関する事項

エ　促進計画の区域内において特に重点的に多面的機能支払の取組の実施を推進する区域（定める場合）

オ　その他促進計画の実施に関し、市町村長が必要と認める事項

（２）市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、同意を得るものとする。

（３）市町村長は、促進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付するものとする。

３　要綱基本方針の策定

（１）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。

ア　本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

イ　農地維持支払交付金に関する事項

a　地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
b　交付単価
c　交付金の算定の対象とする農用地

ウ　資源向上支払交付金に関する事項
a　地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
b　交付単価
c　交付金の算定の対象とする農用地

エ　広域協定の規模

オ　地域の推進体制

カ　その他

（２）都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち（１）のイからオ（地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。）に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。

（３）都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第２　事業実施計画の策定等

１　都道府県知事は、市町村長に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

２　都道府県知事は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

３　市町村長は、対象組織に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。

４　市町村長は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

（別紙４）

推進組織

第１　推進組織の設立

１　都道府県知事は、本交付金の効果的な推進を図るため、多様な主体から構成される推進体制を構築する。また、地域ごとの多様な特性を踏まえた地方公共団体及び対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援する推進組織を設立するものとする。

２　なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）第５の４に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）別紙４に定める要件を満たすものとする。

第２　構成員

都道府県、農地維持活動又は資源向上活動に取り組もうとする対象組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業団体、非営利団体等、地域の実情に応じてその会員を選定する。

第３　規程等の要件

推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）推進組織の目的、代表者及び第２に定める構成員等を記載した規程を作成し、都道府県知事へ提出すること。

（２）毎年度、本交付金の効果的な推進を図るための連絡調整を図ること。

（別紙５）

広域活動組織

第１　目的

広域活動組織は、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立する。

第２　構成員

１　構成員は、第５に定める広域協定（以下「協定」という。）に参加する集落等又はその構成員に加え、その他協定に参加する者とする。

２　広域活動組織は、以下の者で構成するものとする。

（１）集落等又はその構成員のほか、土地改良区、非営利団体等の地域の実情に応じた者

（２）集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者

３　２の（１）の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。

４　２の（２）の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。

第３　規模

１　事業計画の対象とする区域が、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200 ヘクタール以上（北海道にあっては 3,000 ヘクタール以上）を有するものとする。

２　１の規定にかかわらず、都道府県知事は、別紙３の第１の３に定める要綱基本方針において、生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、地域の状況に応じて、50 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の範囲（北海道にあっては 1,500 ヘクタール以上 3,000 ヘクタール未満の範囲）又は協定に参加する集落が３集落以上の範囲で協定の対象とする区域の規模を別に定めることができる。

第４　設立手続

１　広域活動組織を設立しようとする者は、協定の締結、第６に定める広域協定運営委

員会（以下「運営委員会」という。）の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得るものとする。

２　協定に参加する予定の集落等及びその他団体においては、協定への参加について、総会等の議決に先立ち、合意形成を図るものとする。

３　広域活動組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長に協定の認定を申請するものとする。

４　３に該当する市町村長は、３により提出があった書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。

第５　広域協定

広域協定は、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

１　協定の対象となる区域、農用地及び施設
２　協定の有効期間
３　活動及び事業の内容
４　協定参加者の役割に関する事項
５　協定の運営に関する事項
６　協定を変更し、又は廃止する場合の手続

第６　広域協定運営委員会

広域活動組織には、協定の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。運営委員会は、その代表者、意思決定方法、会計の処理方法、内部監査の方法等の協定の運営に必要な事項について、運営委員会規則に定めるものとする。

第７　広域活動組織の業務

広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。なお、業務の事業実施主体が各事業における要件を満たす場合に限る。

１　農地維持活動
２　資源向上活動
３　以下のいずれかに該当する事業で、農村振興局長が別に定める事業
（１）農地の区画拡大・汎用化等を図る事業

（２）農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う事業
（３）畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備を行う事業
（４）関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する事業

（別紙６）

活動組織

第１　目的

活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を行うことを目的として設立する。

第２　構成員

１　活動組織は、以下の者で構成するものとする。

（１）農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者

（２）農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者

２　１の（１）の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。

３　１の（２）の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。

第３　規約等の要件

活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

１　代表者が定められていること。

２　本交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること。

第４　活動組織の業務

活動組織は保全管理する区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

１　農地維持活動

２　資源向上活動

３　農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業

（別紙７）

特定事業実施者

第１　対象者

環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成 23 年４月１日 22 生産第 10954 号農林水産省生産局長通知)の第１に定める農業者団体等であって、同要領第８の２の認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）において、令和６年度を実施期間に含む別紙２の第４の１の（３）の活動の実施等に関する計画を記載していた団体等。

第２　特定事業実施者の業務

特定事業実施者は、別紙２の第４の１の（３）の活動であって、令和６年度に実施することとして認定事業計画に位置付けられていた活動を令和 11 年度まで実施することができる。